

働く女性の無料法律相談事業【山梨県】

総事業費	330 千円
交付金額	165 千円

地域の実情と課題

「セクハラ(セクシャルハラスメント)」「マタハラ(マタニティハラスメント)」「パワハラ(パワーハラスメント)」は働く女性を悩ませる3大ハラスメントであり、山梨労働局(雇用環境・均等室)に寄せられた令和3年度の相談は682件、うち男女雇用機会均等法に関するものが150件(セクシャルハラスメント48件(構成比32.0%)、次いで婚姻、妊娠・出産を理由とする不利益取扱い39件(構成比26.0%))となっていた。

女性労働者やこれから社会に出ていく女性がいきいきと活躍できる職場環境づくりのために、その阻害要因となる3大ハラスメント等に悩む女性労働者に対するサポート体制が必要となっている。

事業の特徴

相談体制の確立に伴い、離職者を減らすことに寄与し、結果、労働人口の減少への歯止めや子育て世代の人口を増やすことができるため、県全体の活力獲得ももたらすことができる。

事業の効果

○相談実施件数:16件

働く女性に関連する身近な問題(セクハラ、パワハラ、雇用問題等)について、女性弁護士等が無料で相談に応じ、女性の働きやすい環境づくりにつながった。

目的・目標

目的: 少子化が進み、労働人口が減っていく中で、女性労働者やこれから社会に出て行く女性が妊娠、出産、子育てをしながらいきいきと活躍できる職場環境づくりのために、その阻害要因となる3大ハラスメント等に悩む女性労働者に対するサポート体制を構築することにより、離職者を減らし、継続就業に結びつけていく。

目標: 相談実施件数 40件(R5)

連携団体

○山梨県弁護士会

○山梨県県立男女共同参画推進センター

今後の課題

労働人口減少、少子化対策の一環として、働く女性の活躍を妨げる様々な要因へのサポート体制は継続的に行う必要がある。

職場ハラスメント等に悩む女性のため、今後も継続して周知や相談体制の充実を図る必要がある。

事業の概要

- ・相談内容: セクハラや雇用問題、マタハラ等について女性弁護士等がアドバイス。
- ・実施時期: 毎月2回 第2、第4土曜日午後1時～3時
(奇数月 ぴゅあ総合のみ、偶数月 第2土曜ぴゅあ総合、第4土曜ぴゅあ富士)
- ・対 象: 県内企業で働く女性労働者など
- ・相談件数: 1回あたり4件、1件あたりの所用時間30分を想定
- ・委 託 先: 山梨県弁護士会(法律相談)
- ・実 績: 16件

セクハラ
パワハラ
マタハラ

雇用
離婚
など

働く女性が直面する様々な問題について、女性弁護士等が相談に応じます。

働く女性のための 無料法律相談

毎月第2・第4土曜日 13:00-15:00

対象者: 山梨県内に居住する働く女性
ご相談は一人につき30分となります。(1回あたり定員4名)
ご相談は個室で行い、秘密厳守いたします。

完全予約制
実施予定日前々日(木曜日)の正午までに電話でお申し込みください。
※木曜日が祝日の場合は水曜日の正午までに申込みとなります。
☎055-223-1358 (男女共同参画・共生社会推進統括官)

開催場所

毎月第2土曜日 ぴゅあ総合
奇数月第4土曜日
〒400-0862 山梨県甲府市朝気1-2-2
中央線 甲府駅から自動車10分
身延線 金手駅から徒歩10分

偶数月第4土曜日 ぴゅあ富士
〒402-0052 山梨県都留市中央3-9-3
富士急行線 都留市駅・谷村町駅から
徒歩10分

※ぴゅあ総合、ぴゅあ富士では、予約受付は行っていません。

ご予約・お問い合わせ 山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官
TEL: 055-223-1358

その他山梨県内での無料相談会

※ご予約や会場の詳細等は、ご希望の相談会名の横にある主催者連絡先等に直接お問い合わせください。
※開会時間を待望の上、予約した時刻を遵守してください。

予約制	相談会名(主催)	相談日	相談時間	TEL
	無料弁護士相談 (山梨県県民生活センター)	毎週水曜日 (年末年始・祝日を除く)	13:00~15:00	055-223-1471 (県民生活相談) 055-235-8455 (消費生活相談)
	障害者とその家族のための無料弁護士相談※1 (山梨県障害者福祉協会)	毎月1回 (原則第3火曜日)	13:30~16:30	055-254-6266
	ひとり親家庭等のための無料法律相談※2 (山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官)	毎月1回 (原則第2火曜日)	13:30~15:30	055-252-7014
	働く女性のための無料法律相談※3 (山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官)	第2・第4土曜日	13:00~15:00	055-223-1358
	DV被害者支援のための無料法律相談※4 (山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官)	毎月 第2・第4火曜日及び 第3土曜日	(13:00~15:00) 第2・第4土曜日 (10:00~12:00)	055-223-1358
	外国人のための無料法律相談※5 (公益財団法人 山梨県国際交流協会)	毎月 第1水曜日及び 第3日曜日	第1水曜日(18:30~) 第3日曜日(13:00~)	055-228-5419
	くらしの法律無料相談※6 (甲府市)	第1・第3水曜日 第2・第4月曜日 第2又は第3日曜日	13:30~16:30	055-237-5298
	消費生活に関する弁護士無料相談※6 (甲府市消費生活センター)	第2・第4水曜日 (原則)	14:00~15:30	055-237-5309
	重崎市無料法律相談※6,※7 (重崎市)	第4木曜日(原則)	13:00~16:00	0551-22-1111 (内線)355-357
	南アルプス市無料法律相談会※6 (南アルプス市)	第4金曜日	13:30~16:30	055-282-6493
	北杜市無料法律相談※6 (北杜市社会福祉協議会)	4月・8月・12月を除く 毎月第3木曜日	13:00~16:00	0551-46-1005
	甲斐市無料法律相談※6 (甲斐市)	7月・11月・3月の 第2金曜日	13:00~16:00	055-278-1704
	笛吹市総合相談会※6 (笛吹市)	毎月数回	13:30~15:30	055-262-4138
	上野原市無料法律相談会※6 (上野原市)	奇数月第2金曜日	13:30~16:30	0554-62-3114
	身延町無料法律相談※6 (身延町社会福祉協議会)	奇数月第4水曜日	14:00~16:00	0556-62-3773
	昭和町無料法律相談※6 (昭和町)	2月・6月・10月 第3日曜日 4月・8月・12月 第3水曜日	13:30~16:30	055-275-8153
	忍野村無料法律相談※6 (忍野村社会福祉協議会)	偶数月に1回	13:00~15:00	0555-84-4121
	中央市無料弁護士相談会※6 (中央市)	6月・1月を除く 毎月第4金曜日(原則)	13:00~16:00	055-274-8511
	西桂町無料法律相談※6 (西桂町)	7月・3月に1回	13:00~15:00	0555-25-2121

※1 障害者とその家族限定
※2 ひとり親家庭の親や子どもがいて離婚を考えている方(性別は問いません)及び養育の方限定
※3 働いている女性の方(パート等も含む)限定
※4 原則、働いていて、配偶者暴力相談支援センター又は県・市の福祉事務所においてDV相談実績がある方限定
※5 日本語が不自由な方のために通訳を雇用しています。
※6 当該自治体においてまひのり券を交付している方限定
※7 相談実施日1週間前の予約状況により、市外在住の方の予約をお受けできる場合があります。

令和4年5月編

山梨県弁護士会 法律相談・各種制度 MAP

お問合せは山梨県弁護士会へ!
☎055-235-7202

お見舞い
お電話ください!

法律相談があれば
町さまで相談可能!

法律相談センター

- 相談時間: 午前 毎週火・木曜日 10:00~12:00
午後 月曜日~金曜日 13:00~16:00
夜間 毎週木曜日 18:00~20:00
- 相談方法: 面談(山梨県弁護士会にて)
- 受付方法: 予約制
- 相談費用: 30分 5,500円(税込)
※夜間は30分 6,500円(税込)

※収入が少ない方は、法テラスの「法助制度」を利用して、無料で相談できる場合があります。
詳しくは、相談担当の弁護士にご確認ください。

東部・富士五湖法律相談センター

- 相談時間: 【東部(大月障工会館)】
毎週水曜日 13:00~16:00
【富士五湖(富士吉田障工会館)】
月・火・木・金曜日 13:00~16:00
- 相談方法: 面談(各会館にて)
- 受付方法: 予約制
- 相談費用: 30分 5,500円(税込)

※収入が少ない方は、法テラスの「法助制度」を利用して、無料で相談できる場合があります。
詳しくは、相談担当の弁護士にご確認ください。

《各相談会場住所》

- 【山梨県弁護士会】
甲府市中央 1-8-7
- 【東部法律相談センター(大月)】
山梨県大月市部太 1-14-24
- 【富士五湖法律相談センター(富士吉田)】
富士吉田市下吉田 7-27-29

その他の相談や制度は
このページをご覧ください!

山梨県弁護士会